

図書館の評価について

1 背景

平成 20 年の図書館法改正により、図書館は運営上の評価とその結果に基づく運営の改善のための必要な措置を取るよう、また、運営の状況に関する情報を地域住民その他の関係者に積極的に提供するよう努めることとされた。さらに、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）においては、①当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を定め、②図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとされ、評価については、①目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、②図書館協議会の活用その他の方法により、第三者評価を受けるよう努めることとされた。

また、平成 29 年度第 1 回彦根市図書館協議会において複数の委員から、図書館の目標とその結果および結果に対する図書館の考え方について示してもらいたい旨の意見をいただいているところである。

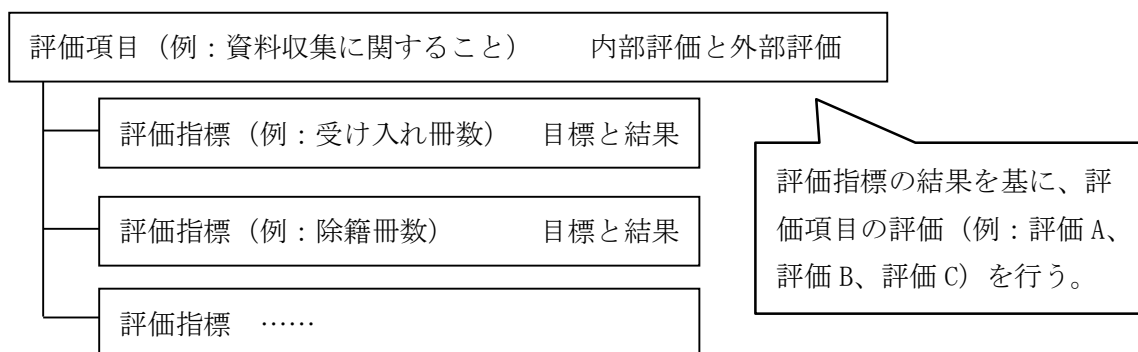
2 目的

図書館評価は、行政経営の手法であるマネジメントサイクル「計画（Plan）⇒ 実施（Do）⇒ 評価（Check）⇒ 改善（Action）」を実行することで、図書館運営の評価とその結果に基づく運営の改善及び図書館サービスの向上を図っていくことを目的とする。

3 評価の概要

評価に当たっては、一つの評価項目に対して複数の評価指標を設け、評価指標の達成度合いによって評価項目の評価を行うものとする。

<イメージ図>



4 評価項目の設定

評価項目は、平成 29 年 3 月に作成した彦根市図書館整備基本計画に記載されている「基本方針（コンセプト）」に基づいて設定する。

評価項目

- (1) 本との出会いを通して、市民の課題解決を支援する図書館
 - ①貸し出しと閲覧サービスの充実
 - ②レファレンスサービスの充実
 - ③暮らしに役立つ情報の提供
 - ④ホームページ等による情報の発信
- (2) 歴史あるまちとして、郷土の文化を守り伝える図書館
 - ①資料の収集と受入
 - ②資料の保存・活用
- (3) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育てる図書館
 - ①子どもの読書活動の推進
 - ②子育て関係機関・団体との連携
- (4) 心のやすらぎを与える居心地の良い図書館
 - ①やすらぎのある図書館づくり
 - ②居場所としての図書館づくり
- (5) 市民の活動・交流を通して、新たな出会いを発見できる図書館
 - ①多目的な活動を支える場所の提供
 - ②図書館に関わる各ボランティア団体との連携と協力

5 評価の方法

毎年度、図書館で内部評価を行い、その結果を図書館協議会において報告するとともに、外部評価を行っていただく。

<例>

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 6 月 | 図書館内部評価 |
| 7 月 | 図書館協議会：結果の報告 |
| 8 月～9 月 | 外部評価（ワーキンググループまたは各委員の書面による評価） |
| 11 月 | 図書館協議会：評価の確認
公表 |
| 2 月 | 図書館協議会：翌年度の評価項目および評価指標の決定 |

6 評価結果の公表

評価結果はホームページなどで公開し、市民の図書館運営に関する理解と関心を深めるとともに、図書館サービスの向上を図る。

7 導入スケジュール

平成 30 年 1 月	第 2 回図書館協議会 方針の提案。評価項目、評価指標の意見聴取。
平成 30 年 3 月	第 3 回図書館協議会 平成 30 年度の評価項目、評価指標の協議。
平成 30 年 6 月	第 1 回図書館協議会 平成 30 年度の評価項目、評価指標の決定。